

年金所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書の見方

お問い合わせの際は、「区」と「通知書番号」をお知らせください。

令和5年度 年金所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書

区	通知書番号	税額変更理由
本年度において、公的年金から特別徴収(引落し)の方法によって徴収する額は次のとおりです。		
特別徴収年税額(円)	A	
令和5年4月	令和5年6月	令和5年8月
円	円	円
令和5年10月	令和5年12月	令和6年2月
円	円	円
※4月・6月・8月に実際に徴収する額は、昨年度の通知書において特別徴収(引落し)することを通知した額であり、上記の金額と異なる場合があります。徴収金額と上記の金額に差異があった場合は、改めて通知いたします。		
あなたが来年度も引き続き公的年金の支払を受ける場合は、来年度税額として令和6年4月・6月・8月の各月に、公的年金から右の金額を特別徴収(引落し)の方法によって徴収します。		
翌年度仮徴収額(令和6年)	B	
4月	円	
6月	円	
8月	円	
特別徴収を行う公的年金の支払者の名称 特別徴収を行う公的年金の種類		

納付額

- ① 今年度、公的年金から差し引かれる税額の合計が記載されています。(B+C)
- 徴収月ごとの金額が記載されています。
- ② 令和4年度の年金所得にかかる年税額の1/6ずつを仮徴収額として引落します。仮徴収額が、令和5年度税額より多くなる場合は、速やかに還付します。なお未納の徴収金(市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税等)がある場合は、還付せず充当します。
- ③ ①から②を差し引いた残額の1/3ずつを引落します。

市民税・県民税の引落しの対象となる公的年金の支払者と年金の種類です。
※介護保険料が引落しされる年金と同じ年金です。

所得金額

令和4年中(令和4年1月~12月)の所得金額を記載しています。

所得とは、収入金額(売上等)からその収入を得るために必要な経費を差し引いた利益の部分の金額です。給与や年金収入の場合には、収入金額に応じて必要経費相当額(年金所得控除等)を控除し、所得金額を求めます。

所得金額(1)の内訳 ※それぞれの所得区分に応じた所得金額を記載しています。		
所得区分	所得金額	変更前所得金額
営業(等)		
農業		
不動産		
総所得金額の内訳		
給与所得		
雑(年金所得等)		
(公的年金等収入)		
総合課税一時		
純・雑繰越損失		
山林・退職所得		
短期譲渡		
一般		
軽減		
長期譲渡		
一般		
特定		
軽減		
株式等		
譲渡		
非上場		
上場		
上場配当		
繰越損失		
先物		
雑所得		
取引		
繰損		
条約利子・配当		

所得控除額(2)の内訳		
所得控除区分	所得控除額	変更前所得控除額
基礎		
障害者		
寡婦等		
勤労学生		
配偶者・扶養		
配偶者特別		
雑損		
医療費		
社会保険料		
小規模企業共済等		
生命保険料		
地震保険料		
新築控除額		

人的控除の内訳		
区分	内訳	変更前
基礎		
本特別		
障害		
他		
寡婦		
ひとり親		
勤労学生		
配偶者		
他		

課税標準額(1-2)		
区分	課税標準額	変更前課税標準額
総所得		
短期譲渡		
長期譲渡		
株式・先物		
山林・退職		
条約利子・配当		

税額控除額(3)の内訳		
区分	市民税(円)	県民税(円)
調整		
住宅借入金等		
外国税額		
配当		
配当割株譲渡		
寄附金		
所得割調整		
合計		

所得控除

所得控除は納税義務者の実情に応じた税負担を求めめるために、個人的な事情を考慮し、所得金額から差し引くものです。法律によってその種類や計算方法が定められています。

市民税・県民税の所得控除額は、所得税の控除金額と異なる場合があります。扶養控除等の人的控除額の違いについては、通知書裏面をご参照ください。

ふるさと納税を含む寄附金税額控除がある場合は、内訳を記載しています。

課税標準額

所得金額から基礎控除や扶養控除等の各種所得控除額を差し引いた額を記載しています。この額は税額を決定する基準となる額です。

課税標準額 = 所得金額(1) - 所得控除額(2)
(1,000円未満の端数切捨て)

● 税 額
【所得割額(課税標準額×税率-税額控除額)+均等割額-減免額】

内 訳	決定 税 額		変更前 税 額		増 減 額	
	市民税(円)	県民税(円)	市民税(円)	県民税(円)	市民税(円)	県民税(円)
税額控除前所得割額(4)						
税額控除額計(3)						
税額控除後所得割額(4-3)						
均 等 割 額						
減 免 額						
差 引 合 計						
年 税 額						
普通徴収税額(納付書等による納付額)						
給与からの特別徴収税額						
年金からの特別徴収税額						
徴収月と税額	4月	6月	8月	10月	12月	2月
()内は変更前						

税額

課税標準額(1-2)にそれぞれの税率を乗じて求めた所得割額(4)から税額控除額(3)を控除した後の額です。(100円未満の端数切捨て)

今年度納めていただく市民税・県民税を合わせた額です。

給与及び年金から引落しする金額です。